公認会計士

論文グレードアップ答練
企業法
第9回解説

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 201689
EU20168

解答・解説
第一問

■　問　　題　■

次の各問に答えなさい。

問１　Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という。）は、インターネット上のショッピングモールを運営している株式会社であり、その発行する株式を金融商品取引所に上場している会社法上の大会社であるが、種類株式発行会社ではない。代表取締役はＡであり、Ｘ社の発行済株式総数は 1,000 万株である。Ｘ社では、同社の創業者であるＢの経営に対する影響力を低下させるため、Ｂと交渉し、その保有株式（Ｘ社の発行済株式の５％）をすべて買い取ることとした。

この場合において、Ｘ社で必要な会社法上の手続について、説明しなさい。なお、財源規制については触れる必要はない。

問２　問１の場合、Ｘ社は、Ｂの保有する全株式を取得するためにあたって、完全子会社であるＹ株式会社（以下、「Ｙ社」という。）にＢの保有する株式（以下、「本件株式」という。）を取得させたいと考えていた場合、これは会社法上可能か。

また、仮にＹ社がＸ社の株式を取得したのが適法である場合、Ｙ社は、Ｘ社の株主総会において議決権を行使することができるか、Ｘ社から剰余金の配当を受けることができるか。

問３　Ｘ社がＢから本件株式を取得する（以下、「本件株式取得」という。）にあたり、Ｘ社の株主総会の決議を経ていなかったとする。この場合、Ｘ社は、Ｂに対して本件株式取得が無効であることを主張することができるか、論じなさい。

なお、Ｂは、本件株式取得に際し、Ｘ社において株主総会決議を経ていなかったことを知っていたものとする。

■　解　答　■

問１　1　Ｘ社が、特定の個人株主Ｂから、Ｘ社の株式を買い取る場合には、会社法上、株主総会の特別決議が必要となる。株式会社は、株主総会の決議によって自己の株式を取得できるのが原則であるが（156 条 1 項）、併せて、特別決議をもって、特定の株主に対してのみ譲渡しの申込みをすることを決議することができる（160 条 1 項・5 項、309 条 2 項 2 号）。

2　この場合は株主間の公平を害するおそれがあるので、株主は、自己を譲渡しの申込みができる株主に加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができ（160 条 3 項）、株式会社はかかる請求をすることができる旨を株主に通知しなければならないのが原則である（同 2 項）。

しかし、Ｘ社株式は上場されており、市場価格のある株式であるから、Ｘ社が株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の価額が市場価格を超えないときは、株主に上記の請求権は認められず、Ｘ社は上記の通知をすることを要しない（161 条）。

問２　1　Ｘ社は、子会社であるＹ社に本件株式を取得させることができるか。

子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されており（135 条 1 項）、例外として取得が認められる場合に限って認められている（135 条 2 項、会社則 23 条）。

したがって、Ｘ社は、取得が認められる法定の事由が存する場合に限り、本件株式をＹ社に取得させることができる。

2　Ｙ社が本件株式を適法に取得した場合、Ｙ社は、Ｘ社の株主総会において議決権を行使することはできない（308 条 2 項）。これは、会社支配の公正を維持するためである。

他方、Ｙ社は、Ｘ社から剰余金の配当を受けることができる。自益権については、子会社の（少数株主及び）債権者の保護のため、認められる必要があるからである。

問３　1　Ｘ社の本件株式取得は無効といえるか。自己の株式の取得が、株主総会の特別決議（160 条 1 項、309 条 2 項 2 号）を経ずに行われた場合、その効力はどうなるか。

2　思うに、自己の株式の取得に関し、株主間の平等を図るという手続規制の趣旨からすれば、その違反は重大であり、取得手続に違反する自己の株主の有償取得は無効であると解すべきである。

しかし、手続的な瑕疵につき相手方が善意の場合にまでかかる結論を貫くことは、株式取引の安全を害することになる。そこで、相手方が善意の場合には、株式会社は無効を主張することができないと解する。

3　本件では、Ｂが株主総会の決議を経てないことにつき悪意であるため、Ｘ社は、本件株式取得が無効であることをＢに対して主張することができる。

論　点　特定の株主からの自己の株式の取得

論証	株式会社が、特定の株主との合意に基づき自己の株式を取得するに際しては、会社法上、株主総会の特別決議が必要となる。 ⇩ 株式会社は、株主総会の決議によって自己の株式を取得できるのが原則である（156 条 1 項）が、併せて、特別決議をもって、特定の株主に対してのみ譲渡しの申込みをすることを決議することができる（160 条 1 項・5 項、309 条 2 項 2 号）。 ⇩ この場合は株主間の公平を害するおそれがあるので、株主は、自己を譲渡しの申込みができる株主に加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができ（160 条 3 項）、株式会社はかかる請求をすることができる旨を株主に通知しなければならない（同 2 項）。

論　点　株式会社が取得した親会社株式の法的地位（議決権等）

議決権	子会社が親会社株式を適法に取得した場合、子会社は親会社の株主総会において議決権を行使することはできない（308 条 1 項）。 ⇩ これは、会社支配の公正を維持するためである。
剰余金配当請求権	子会社が親会社株式を取得した場合、子会社は剰余金の配当を受けることができる。 ⇩ 自益権については、子会社の少数株主及び債権者の保護のため、認められる必要があるからである。

論　点　手続違反の自己の株式の取得の効力

問題提起	自己の株式の取得が、株主総会の特別決議（160 条 1 項、309 条 2 項 2 号）を経ずに行われた場合、その効力はどうなるか。
論証	思うに、自己の株式の取得に関し、株主間の平等を図るという手続規制の趣旨からすれば、その違反は重大であり、取得手続に違反する自己の株主の有償取得は無効であると解すべきである。 ⇩ しかし 手続的な瑕疵につき相手方が善意の場合にまでかかる結論を貫くことは、株式取引の安全を害することになる。 ⇩ そこで 相手方が善意の場合には、株式会社は無効を主張することができないと解する。

■　出 題 意 図　■

本問は、自己の株式の取得手続を中心として、幅広く条文の基本的理解を問う事例形式の問題です。手続の説明は、いつ出されてもある程度書けるようにしてください。

そして、問３の論点（手続違反の自己の株式の取得の効力）は、自己の株式の取得が次回出題された際には出題可能性の高い論点です。

■　論点＆配点　■

一　問１　特定の株主からの自己の株式の取得の手続.....32点
　１　株主総会の特別決議が必要である旨の指摘.....7点
　２　160条1項5項・309条2項2号の指摘.....9点
　３　160条2項・3項の指摘（及び理由付け）.....9点
　４　161条の指摘.....7点
二　問２　子会社による親会社株式の取得等.....25点
　１　問題提起.....3点
　２　子会社による親会社株式の取得の原則禁止（135条1項2項等）.....7点
　３　結論.....5点
　４　子会社の議決権行使（308条2項）.....5点
　５　子会社の剰余金配当請求権行使.....5点
三　問３　手続違反の自己の株式の取得の効力.....23点
　１　問題提起.....5点
　２　論証.....13点
　３　結論.....5点
　※原則無効説でも、原則有効説でも得点に差は付けない。
合格点.....60点
裁量点.....±10点
最高点.....90点

■　解　　説　■

一　自己の株式の取得の手続規制（問１について）

１　概要

平成 13 年改正前商法では、

①　会社が自己の株式を取得すると実質的な出資の払戻しとなって会社の財産的基礎を危うくし会社債権者を害するおそれがある。

②　一部の株主からのみ株式を取得するのは株主平等の見地から妥当でない。

③　株主総会での多数派形成による取締役の会社支配を容易にする。

④　株価操作や内部者取引により株式取引の公正を害するおそれがある。

という弊害があることから、原則として自己の株式の取得が禁止されていた。

しかし、これらの弊害は、自己の株式の取得自体を禁止しなければ防止できないものではなく、一定の規制により対処可能であり、平成 13 年改正後には、一定の手続に基づき、自己の株式の買受けが認められた。

会社法の下では、一定の手続（156 条以下）や財源規制（461 条 1 項、内容は二参照）の下に、株主との合意による自己の株式の取得が一般的に認められている。

２　取得手続

株主に平等に売却の機会が与えられるようにするため、法定の取得手続を採らなければ、自己の株式を取得できないこととされている。

(1) 原則的手続

具体的には、自己の株式を取得するためには、原則として、

株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、

①　取得する株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

②　株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。）の内容及びその総額

③　株式を取得することができる期間

を定めなければならない。ただし、③の期間は、１年を超えることができない（156 条 1 項）。

株主総会の決定（取締役会への授権）を受けて、株式会社が実際に自己の株式を取得しようとするときには、具体的内容を決定する必要がある（157 条 1 項）。この決定は、取締役が行う（348 条）が、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によらなければ

ならない（157 条 2 項）。

株式会社は、株主（種類株式発行会社にあっては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、取締役会又は取締役が決定した事項を通知しなければならない（158 条 1 項）。この通知は、公開会社においては、公告をもってこれに代えることができる（同 2 項）。

通知を受けた株主は、その有する株式の譲渡しの申込みをしようとするときは、株式会社に対し、その申込みに係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び数）を明らかにしなければならない（159 条 1 項）。

以上、ミニ公開買付けといえる内容であるが、市場取引・公開買付け以外の方法による取得であるから、主として非公開会社が活用することが考えられる。

(2) 特定の株主からの取得

株主総会の授権決議（156 条 1 項）で、特定の株主のみが譲渡しの申込みができることとすることを決議することもできるが（160 条 1 項）、その決議をしようとするときは、株主に対して、通知し（160 条 2 項）、株主が自己を譲渡しの申込みができる株主に加えることを株主総会の議案とすることを請求する（160 条 3 項）機会を与えなければならない。

特定の株主は、原則として当該株主総会において議決権を行使することができない（160 条 4 項）。

しかし、161 条から 164 条に該当する場合は、株主は、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができない。この点については、以下の３で詳述する。

３　特定の株主からの取得の特例

以下では、特定の株主からの取得の特例である 161 条から 164 条について言及する。

(1) 市場価格のある株式の取得の特則

取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式１株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、他の株主は自己を売主に追加する旨の請求をすることができない（161 条）。

売主の追加請求は、他の株主に売却の機会を与えるとともに取得価格が不相当なものとならないようにするための手続であって、他の株主が市場で株式を売却することができる場合には売却の機会を保障する必要はなく、また、取得価額が相当である限り他の株主に損害を与えることがないからである。

(2) 相続人等からの取得の特則

株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合には、他の株主は自己を売主に追加する旨の請求をすることができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（162条）。

① 株式会社が公開会社である場合

② 当該相続人その他の一般承継人が株主総会又は種類株主総会において当該株式について議決権を行使した場合

(3) 子会社からの株式の取得

親会社は、子会社による親会社株式の保有を早期に解消するため、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議に基づき、子会社から自己の株式を取得することができる。この場合においては、株主（種類株式発行会社にあっては、取得する株式の種類の種類株主）は、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができない（163条による157条から160条の適用除外）。

子会社は、その親会社である株式会社の株式（親会社株式）を取得してはならない（135条1項）のが原則である。そして、例外として、法定の事由があれば親会社株式を取得することができるが（135条2項）、その場合、子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない（135条3項）。

とはいえ、なかなか迅速に処分するのは難しいことから、この場合、親会社が取得することが多く、163条は、このような場合に対処するための規定である。

(4) 特定の株主からの取得に関する定款の定め

株式会社は、相対取引の場合において、他の株主が自己を売主に追加する旨の請求ができない旨の定款規定を設けることができる（164条1項）。

定款を変更して当該株式について上記のような定款の定めを設け、又は当該定めについての定款の変更（廃止を除く。）をしようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない（164条2項）。

4　検討

問1は、特定の株主からの自己の株式の取得の手続について説明する問題である。準備していなかった方もいるかもしれないが、短答式のときの学習した内容を思い出しながら、丁寧に条文を示して、解答を組み上げれば、一定の点数を確保することができる。そして、趣旨を一言書くことができればさらに良い。

一般的な注意点としては、説明問題は、条文と趣旨を書けば点数が付くということをもう一度確認し、この点の準備が足りなかった方はぜひ復習段階で補っておいてほしい。

二　財源規制（参考）

１　総説

自己の株式の取得に関する財源規制については、本問では書くことが求められていないが、問われることも多く、念のために、簡単にここで示しておく。

株式会社が株主との合意により当該会社の株式を取得する場合、株式の取得対価として株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、取得の効力が生ずる日における分配可能額を超えてはならない（461 条 1 項柱書・2 号・3 号）。

① 株主との合意による取得については、特定の株主からの取得の場合、市場取引等による取得の場合のいずれも 461 条 1 項 2 号の財源規制を受ける。

その他、

② 取得請求権付株式については 166 条 1 項但書、取得条項付株式については 170 条 5 項の財源規制を受ける。

③ 全部取得条項付種類株式の取得については 461 条 1 項 4 号の財源規制を受ける。

④ 相続人等に対する売渡の請求については 461 条 1 項 5 号の財源規制を受ける。

これに対し、合併、分割、事業全部の譲渡により相手方の有する自己株式を取得する場合、組織再編行為の際の反対株主の買取請求に応じて買受ける場合（投下資本回収の要請が強い）、単元未満株主の買取請求に応じる場合（高額にはならない）には、財源規制はない。

２　期末の欠損填補責任

分配可能額規制を守っていた場合であっても期末に欠損が生じた場合には、業務執行者は、株式会社に対し、その欠損の額（分配可能額が上限）を支払う義務を負う（過失責任であるので、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は義務を免れる。）（465 条 1 項 2 号・3 号）。この義務は、総株主の同意がなければ免除することができない（465 条 2 項）。

三　子会社による親会社株式の取得（問２の前段について）

１　子会社、親会社の概念の変更

改正前商法において、親会社とは、他の株式会社の総株主の議決権の過半数又は他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する会社（改正前商 211 条ノ 2 第 1 項）であるとされていた。そして、子会社とは、親会社により総株主の議決権の過半数又は総社員の議決権の過半数を保有されている会社（改正前商 211 条ノ 2 第 1 項）であるとされていた。また、総株主の議決権の過半数又は総社員の議決権の過半数を、親会社と子会社により、又は子会社だけにより保有されている会社は、親会社の子会社とみなされていた（改正前商 211 条ノ 2 第 3 項）。

以上から、改正前商法において、対象となる法人は、株式会社と有限会社のみであり、判定要件が議決権の過半数という形式的基準によっていた。

改正前商法における子会社、親会社に関連する規定としては、子会社による親会社株式の

取得の禁止の規定（改正前商 211 条ノ 2）等があった。しかし、それぞれの規定の趣旨に鑑みると、対象となる法人を株式会社に限定する合理的な理由はなく、かつ議決権の過半数という形式的基準よりも実質的支配関係の有無によって判断することの方が適切であると考えられる。

そこで、会社法においては、子会社、親会社の概念について、①対象となる法人を株式会社に限定せず、②その判断要件として、議決権の過半数という形式的基準ではなく、実質的に支配しているか否かという基準によるものとしている（2 条 3 号・4 号）。

なお、実質的な支配の基準は法務省令で定められている。

２　子会社の親会社株式の取得に関する規制

改正前商法では、子会社は、原則として、親会社の株式を取得することが禁止され、例外的に、株式交換、株式移転、会社の分割、合併、又は他の会社の営業全部の譲受けによるとき、及び子会社が権利実行をするに当たり、その目的を達するために必要なときのみ、取得が認められていた（改正前商 211 条ノ 2 第 1 項）。

これは、子会社による親会社の株式の取得を認めるためには、親会社の資本維持を確保するため、親会社の財産状況、子会社による親会社株式の保有状況等に応じた取得規制を設けることが必要であるが、一つの親会社の下に多数の子会社が存在することが容易に考えられるため、各子会社による取得時に適切な規制を設けることが困難であるからと説明されていた。

会社法でも、子会社は、その親会社である株式会社の株式（親会社株式）を取得してはならない（135 条 1 項）のが原則であるが、組織再編行為時の対価の柔軟化に伴い、例外事由を以下のように拡大している。

すなわち、従来のように、135 条 2 項において、

① 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合

② 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合

③ 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

④ 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

を例外として定めるほか、

⑤ 柔軟化された対価として、親会社の株式の割当てを受ける場合に親会社株式を取得すること。

⑥ 子会社が組織再編行為を行う場合において、組織再編行為時の対価として親会社の株式を交付するために、親会社の株式を取得すること

を許容している（135 条 2 項 5 号、800 条参照）。

３　検討

問 2 の前段については、子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されており

（135 条１項）、例外として取得が認められる場合に限って認められている（135 条２項、規則 23 条）という点を指摘し、ここから、本問の場合には、特に例外にあたる事由が問題文に記載されていないため、Ｘ社株式をＹ社に取得させることはできないのが原則である、あるいは、取得が認められる法定の事由が存する場合に限り、本件株式をＹ社に取得させることができる、という結論を書いていけばよい。

四　子会社が取得した親会社株式の法的地位（問２の後段について）

１　共益権

子会社が取得した親会社株式の法的地位に関して、まず、議決権を行使することはできない（308 条１項）。これは、会社支配の公正を維持するためである。

308 条１項括弧書は、いわゆる相互保有株式の規制である。株式会社がその総株主の議決権の４分の１以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主は、議決権を行使できない。ここでも親子会社の場合同様、実質支配基準で判定することが規定されている。議決権を行使できない理由は、多数の株式を有している会社が相手の会社に圧力をかけ、その会社が自己の会社に対して有する議決権を、間接的に行使することができることになると、議決権行使の歪曲化などの弊害が生じるからである。

その他の共益権については、子会社には議決権がないことから、議決権を前提とした共益権の行使は認められない。しかし、それ以外の共益権の行使は認められる。

２　自益権

自益権については、子会社の少数株主保護・会社債権者保護の観点から、認められる必要がある。

子会社による募集株式の割当てを受ける権利の行使については争いがあるが、これを認めると実質的に親会社資金による払込みとなる可能性はあるものの、これを認めて取得した株式は相当の時期に処分すべきとすることで足りる。

３　検討

問２の後段では、子会社が取得した親会社株式の法的地位について、議決権と剰余金の配当について書くことが求められている。

議決権については、条文を指摘し、簡単に理由付けを書くことができればよい。剰余金の配当請求権については、これが認められる理由を書くのは大変だったかもしれない。

五　手続違反の自己の株式の取得の効力（問３について）

１　問題の所在

問３は、特定の株主からの自己の株式の取得手続について、手続違反がある事例である。そこで、まず、どのような手続違反があるかを必要とされる手続の条文を確認しながら、指摘していくことになる。

問題集第１７問の事例では、特別決議を欠いている（160 条 1 項、309 条 2 項 2 号）事例について掲載されている。本問も同様であるが、問題によっては、例えば、「特定の株主」に自己を加えたものを株主総会議案とすることを請求できる旨の通知（160 条 2 項）が欠けている場合もある。

この 160 条 1 項違反の場合でも、160 条 2 項違反でも、同様に手続違反として同じように解することができる。

２　相対的無効説

違法な自己の株式の有償取得（財源規制違反はないものとする。）は無効であると解するのが判例であるが（最判昭 43.9.5　自己株式の質入に関する事例）、一般に、違法な取得であることについて、善意の相手方との関係では、株式会社は無効を主張することができないと解されている（相対的無効説）。株主総会の決議を欠いている等手続違反があることにつき相手方が善意の場合にまで株式会社が無効を主張できるとすると、株式取引の安全を害することとなるからである。

相手方が善意の場合としては、株式会社が適法な手続を経て取得したと信じた場合も含め、違法な取得ではないと信じた場合を広く一般的に含むと考えられる。

解答例は、こちらの立場で答案を書いている（問題集第１７問の問２も同様）。

３　原則有効説

株主総会の特別決議等の取得手続を経ずに行われた場合については、株式会社の内部的意思決定がないにもかかわらず、購入契約の意思表示をしたという点で心裡留保の構造と類似するから、民法 93 条を類推適用し原則として有効であり、株式会社が相手方の悪意又は有過失を立証した場合には無効となると解する説がある。

なお、この説から無効説に対しては、①株主総会の決議を欠いていることにつき相手方が善意の場合にまでかかる結論を貫くことは、株式取引の安全を害することとなるため、相手方が善意の場合には、株式会社は無効を主張することができない、②株式会社が株式市場で買い付けた場合（165 条）などは、売主が、買主が株式会社であることを知らないのが通常であるから、その効力を否定するのは妥当ではない、③売主に返還しようとしても売主が不明で株式会社が所有者不明の株式を保有し続けなければならないことになりかねず、妥当でない、などの批判がある。

この原則有効説については、心裡留保の構造についての理解さえあれば、書くことができる。

会社法において、心裡留保を用いて法律構成を示す見解に対しては、学者の先生方からかなり批判が強いのであるが、答案上で自説として示すことによって、減点されるということは考えられない。また、この書き方を覚えておくと、いくつかの論点についてコンパクトに自説を展開しなければならない場面では意外と重宝する。

４　検討

本問に関しては、２と３のどちらの見解で答案を書いても得点に差異はない。

ただし、自己株式の取得の手続規制の趣旨から素直に押していく、相対的無効説の方が覚えやすく、書きやすいだろう。

なお、160 条 2 項違反が出題された場合の注意点であるが、161 条を見ると、市場価格ある株式を市場価格で取得する場合には、160 条 2 項の適用がないということが書いてある。

そこで、問題文を確認することになるのだが、たとえば、「ある時点での時価の 25%上回る 1,250 円を取得価格としている」と書いてあれば、これは市場価格ではないので、161 条の適用がない。

そうすると、160 条 2 項が適用され、通知がなければ取得手続の違反となる。

また、事例によっては、162 条が適用されそうであるが、公開会社であるから（162 条 1 号)、162 条の適用がないということも考えられる（そうすると、やはり 160 条 2 項が適用され、通知がなければ取得手続の違反となる。)。

相対的無効説で書く場合、解答例では「株主間の平等を図るという手続規制の趣旨」というやや大きめの観点からの趣旨を書いているが、公開会社と公開会社ではない株式会社では、若干、160 条 2 項の趣旨が異なる点に注意が必要である。

公開会社でない株式会社においては、160 条 2 項の通知は、換金困難な株式の売却の機会の平等を図るという趣旨があるが、これは、公開会社（少なくとも上場会社など規模の大きい株式会社）にはあてはまらない。

特定の株主からの自己の株式の取得の場合には、趣旨を書いていくときに、公開会社か否かで、書く内容に異なる場合があるという点に注意を払いたい。

最後に、この点は若干応用ではあるが、160 条 4 項違反があった場合はどう処理すべきだろうか。

自己の株式の取得の相手方は、当然ながら株主である。その株主が取得の決議において、議決権を行使してしまった場合である。この場合には、２つの立場があるとされている。

一つは、単純に、この場合も、自己の株式の取得の手続の違反であると解する立場である。こちらの立場に立ってしまえば、他の場合と同じように解することができて簡単である。

他方、株主総会の議決権行使についての瑕疵として、株主総会の決議方法の法令違反

（831 条１項１号）と見る立場もある。

株主総会の決議の取消の訴えは、当然無効とはならない。そして、訴えがなされていない場合には、自己の株式の取得の効力に影響はないと解するのである。

参考問題１（会計士試験平成 20 年第１問　問題集第 15 問掲載）

甲株式会社は、株式を 1,000 株発行している。このうち、甲会社の代表取締役Ａが 700 株、甲会社の取締役Ｂが 200 株、Ｃが 100 株、それぞれ保有している。下記の問いに答えなさい。

問１　甲会社が、Ｃとの合意に基づきＣから甲会社の株式を取得するに際し、会社法上、どのような規制が設けられているか説明しなさい。

問２　ＡとＢは、Ｃの意思にかかわらずＣを甲会社から排除したいと考えている。

（１）株式併合を用いてＣを排除するには、どのような手続をとればよいか説明しなさい。

（２）（１）の株式併合の手続が行われた場合に、Ｃは、その併合の効力を争うため、甲会社に対して、会社法上どのような手段をとることができるか検討しなさい。

参考問題２（会計士試験平成 23 年第１問　問題集第 16 問掲載）

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、公開会社であるが、有価証券報告書を提出しなければならない会社ではなく、種類株式発行会社でもない。甲会社は、発行済株式総数の 10 パーセントに相当する自己の株式を有償で取得することを検討している。次の問１、問２のそれぞれの場合において、甲会社による自己の株式の取得について会社法上必要な手続を、その趣旨とともに説明しなさい。なお、甲会社においては、自己の株式を取得するために会社法上必要な財源は確保されており、自己の株式の取得手続について定款に別段の定めはないものとする。

問１　甲会社が、すべての株主に対して売却の機会を与えたうえで、株主から自己の株式を取得しようとする場合

問２　甲会社が、発行済株式総数の 10 パーセントを有する特定の個人株主Ａから、自己の株式を取得しようとする場合

解答・解説
第二問

■　問　　題　■

以下の各問に答えなさい。

問１　甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、薬品を製造・販売する監査等委員会設置会社である公開会社であり、種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は 100 万株である。そして、その発行する株式について、100 株をもって１単元の株式とする旨を定款で定めている。

甲社の株主Ａは、平成 25 年以来の同社の株主で、１万株を保有している。Ａは、甲社のガバナンス強化を目的として、公認会計士であるＢを新たに監査等委員とするための株主提案をすることとした。そして、2020 年４月 11 日に、甲社の代表取締役であるＣに対して、上記の内容について本年の株主総会で取り上げるよう株主提案をした。この株主提案は行使要件を満たしているか、検討しなさい。

問２　甲社の基準日は、３月 31 日であり、基準日株主に対して、定時株主総会の議決権及び配当請求権を与えることを決定した。甲社は、かねてから乙株式会社（以下、「乙社」という。）と技術協力を進めており、その体制を強化するため、2020 年５月 18 日に乙社に対して、５万株発行し（この発行手続については会社法上の問題はなかったものとする。）、同年５月 25 日に、乙社に対し、同年６月 15 日に行われる株主総会において議決権を行使することができる旨の決定をした。この決定は適法か、検討しなさい。

問３　甲社は、Ａの株主提案権について、2020 年４月 11 日時点では行使要件を満たしていたが、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、株主総会の開催日である同年６月 15 日の時点では株主提案の行使要件を満たしていないとして、Ａの提案を株主総会の議案として採りあげなかった。この甲社の措置は妥当か、論じなさい。

解　答

問１　1　甲社は公開会社であるから、取締役会設置会社である（327 条 1 項 1 号）。そのため、甲社の株主Ａは、本件議題提案権の行使のためには、①「総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権」を②「6 箇月前」から保有していなければならない（303 条 2 項前段）。

2　甲社の発行済株式総数は 100 万株で、100 株で 1 単元とする定款の定めがあるから、総株主の議決権は 1 万個である。そして、Ａは甲社株式 1 万株を保有しており 100 個の議決権を保有している（①充足）。また、Ａは、平成 25 年から甲社の株式を保有している（②充足）。

以上から、2020 年 4 月 11 日時点で、Ａは株主提案権の行使要件を満たしている。

問２　1　基準日後に株式を取得した者は基準日株主ではないから、原則として、基準日株主が行使することができる権利を行使することができない（124 条 1 項）。しかし、基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる（同 4 項本文）。ただし、当該基準日株主の権利を害することができない（同但書）。

2　基準日後に新たに新株を発行した場合には、当該発行した株式についての基準日株主は存在しないので、基準日株主を害する場合が生じることはない。よって、124 条 4 項但書は適用されず、甲社が乙社に議決権を行使させる旨の決定をしたことは適法である。

問３　1　本問で、Ａは、株主提案権の行使の時点で、行使要件（303 条 2 項）を満たしている。しかし、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、要件を満たさなくなったようにも思える。そこで本件では、Ａの請求は行使要件を欠くとして認められないか、行使要件が請求後に満たされなくなった場合にも株主提案権は認められないかが問題となる。

2　株主が 303 条 2 項に基づき提案権を行使した時点で当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の 1 以上を有していたとしても、その後、当該会社が新株を発行したことにより、当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の 1 未満しか有しないものとなった場合には、当該会社が上記の提案権を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情がない限り、株主提案権の行使要件を欠くものと解する。

なぜなら、①行使要件は株主提案権行使者の適格要件であり、株主総会の時点で満たされていることを要すると解するのが文理上も素直であるし、②株主提案権のような会社に大きな影響を与える権利は、会社に一定以上の利害関係を有する株主にのみ認められるべきであり、株主総会の開催時まで行使要件を維持しなければならないと考えられるからである。

3　本件で、会社が提案権を妨害する目的で新株を発行したという特段の事情はないから、Ａの株主提案権は認められず、甲社がＡの株主提案権を認めなかったことは妥当である。

論　点　**議題提案権の行使要件**

論証	甲社は公開会社であるから、取締役会設置会社である（327 条 1 項 1 号)。 ⇩　そのため 甲社の株主Ａは、本件議題提案権の行使のためには、①「総株主の議決権の 100 分の１以上の議決権」を②「６箇月前」から保有していなければならない（303 条 2 項前段)。

論　点　**124 条 4 項**

論証	基準日後に株式を取得した者は基準日株主ではないから、原則として、基準日株主が行使することができる権利を行使することができない（124 条 1 項)。 ⇩　しかし 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる（同 4 項本文)。 ⇩　ただし 当該基準日株主の権利を害することができない（同但書)。

論　点　**議題提案権の行使要件はいつの時点まで満たしておくことが必要か**

問題提起	本問で、Ａは、株主提案権の行使の時点で、行使要件（303 条 2 項）を満たしている。 ⇩ しかし 甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、要件を満たさなくなったようにも思える。 ⇩ そこで 本件では、Ａの請求は行使要件を欠くとして認められないか、行使要件が請求後に満たされなくなった場合にも株主提案権は認められないかが問題となる。
論証	株主が 303 条 2 項に基づき提案権を行使した時点で当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の１以上を有していたとしても、その後、当該会社が新株を発行したことにより、当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の１未満しか有しないものとなった場合には、当該会社が上記の提案権を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情がない限り、株主提案権の行使要件を欠くものと解する。 ⇩ なぜなら 行使要件は株主提案権行使者の適格要件であり、株主総会の時点で満たされていることを要すると解するのが文理上も素直であるし、株主提案権のような会社に大きな影響を与える権利は、会社に一定以上の利害関係を有する株主にのみ認められるべきであり、株主総会の開催時まで行使要件を維持しなければならないと考えられるからである。

■ 出 題 意 図 ■

本問のメインの論点は、問３です。株主の少数株主権がテーマで、本問の議題提案権だけでなく、他の少数株主権でも同様の問題があります（業務執行検査役の選任権に関して判例があります。)。問題文の誘導に従って、論点を把握し、そのうえで、どのように解釈するか、考えてみてください。

■ 論点＆配点 ■

一　問１　議題提案権の行使要件……18点
　１　327条1項1号の指摘……3点
　２　議題提案権の行使要件……5点
　３　あてはめ……7点
　　※　単元株について触れているものには、＋3点加点。
　４　結論……3点
二　問２　124条4項……27点
　１　形式的な問題提起……5点
　　※　１がなかった場合、全体にうまくまとめていれば＋5点。
　２　基準日後の株主の権利行使の原則……5点
　３　124条4項本文……5点
　４　124条但書……5点
　５　あてはめと結論……7点
三　問３　提案権の行使要件はいつの時点まで満たしておくことが必要か 35点
　１　問題提起……11点
　２　論証……15点
　３　あてはめと結論……9点
合格点……60点
裁量点……±10点
最高点……90点

■　解　　説　■

一　総説及び問１について

１　第二問の出題の趣旨

本問のテーマである株主の議題提案権（303 条）は、少数株主権の一つである。

この少数株主権に関し、本問のように最初の行使の時点では行使要件を満たしているが、株主総会の開催時点では要件を満たさなくなるという事態が生ずることがある。このような場合に、株主総会の時点で株式会社は少数株主権の行使を認めるべきか、それとも行使を拒むことができるかが問題となる。

このような問題は、株主提案権だけでなく、他の少数株主権についても生じうる問題で、業務執行検査役の選任請求権（358 条）に関しての判例もある（最判平 18.9.28）。

本問の問１は、上記の最初の段階で、行使要件を満たしているかを検討する問題である。そして、問２は、本問のような問題が生ずる原因となる、株式会社が基準日後に株式を取得した株主に対し議決権行使を認める 124 条 4 項について問う問題である。

そして、問３がメインの論点ということになるが、これについては、必ずしも判例どおりに書かなければならないということではなく、その点に関しては後述する。

２　問１について

本問は、株主提案権の行使要件に関する問題である。解答例では、まず、

甲社は公開会社であるから、取締役会設置会社である（327 条 1 項 1 号）。そのため、甲社の株主Ａは、本件議題提案権の行使のためには、①「総株主の議決権の 100 分の１以上の議決権」を②「６箇月前」から保有していなければならない（303 条 2 項前段）。

という形で、条文から行使要件を掲げている。ここでは、条文上の要件のすべてをそのまま書き写すとスペースが足りなくなることから、あてはめに使う部分をまとめてコンパクトに提示している。

そのうえで、具体的なあてはめの部分であるが、

甲社の発行済株式総数は 100 万株で、100 株で１単元とする定款の定めがあるから、総株主の議決権は１万個である。そして、Ａは甲社株式１万株を保有しており 100 個の議決権を保有している（①充足）。また、Ａは、平成 25 年から甲社の株式を保有している（②充足）。

ここでの注意点としては、まず、問題文で単元株について書かれているので、その点を使ってあてはめをすることである。これを使わずにあてはめても間違いではないが、単元株について触れている答案に関しては加点事由としたい。

また、「(①充足)」という書き方であるが、掲げた要件に対して、このような形で書いていくやり方もあることから、参考のために今回はこのような書き方をしてみた。

二　124 条 4 項（問２について）

1　総説

一定の期日を基準として「権利を行使することができる者」(124 条 1 項）を確定する基準日の制度は、株主名簿の確定力と同様に集団的法律関係を画一的に処理するとの趣旨に基づいている。

この基準日制度が確立している以上、株式の譲渡当事者は、特約なき限り、基準日に係る権利については基準日株主が行使することができるという前提のもとに、売買価格等の譲渡の条件を決しているのが通常である。

とすると、後日、株式会社の判断で、基準日後の譲受人に権利行使を認めると基準日株主に不測の損害を与えるおそれがある。

以上のような考え方から、基準日後に株式を取得した者の権利行使については、解答例の冒頭にもあるように、以下のようになる。

基準日後に株式を取得した者は基準日株主ではないから、原則として、基準日株主が行使することができる権利を行使することができない(124 条 1 項)。

これが原則である。しかし、基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる（124 条 4 項本文）と規定されている。議決権に限り、基準日後に株式を取得した者にも権利行使を認める規定である。

ただ、認めると言っても、「当該株式の基準日株主の権利を害する場合」(124 条 4 項但書）には、権利行使が認められない。

基準日株主を害する場合とは、たとえば、基準日株主の有する株式が基準日後に譲渡された場合において、株式会社が株式の基準日後の株主が権利を行使することができる者と定めることにより、基準日株主が議決権を行使できなくなるような場合である。

なお、基準日株主が基準日後の株主に議決権を行使させることを同意した場合には、基準日株主を害する場合には当たらないので、基準日後株主に議決権を行使させることができる。

124 条 4 項は、基準日後に会社が新株発行や合併等の組織再編を行った場合を想定して新株主に例外的に権利行使を許す規定である。

この理論的な説明として、基準日後に新たに募集株式の募集により新株を発行した場合には、当該発行した株式についての基準日株主は存在しないので、基準日株主を害する場合が生じることはなく、124 条 4 項を適用することができる、というように説明することができる。

なお、この場合においては、株式会社が基準日後の株主に議決権を認めることにより、基準日株主の議決権割合が減少することになるが、そのこと自体は 124 条 4 項の規定が予定しているところであり、基準日株主を害する場合には当たらず、124 条 4 項但書は適用されない。

２　検討

まず、本問の解答例では、解答スペースの関係で、形式的な問題提起を省略してある。しかし、論点＆配点で記したように、形式的な問題提起をした答案に対しては、得点を付けることとする。

問２を解くにあたっては、短答式試験のときの知識を想起し、124 条（特に 4 項）を見つけることができたか、というのが第一の分岐点である。この点は、多くの方が見つけることができたのではないだろうか。

議論の組み立ては、解答例のように、原則論をできるだけ出発点とすることである。124 条 4 項からスタートした方もいると思われ、仕方がないところはあるが、できれば１で挙げた原則論からスタートしたい。

そして、124 条 4 項但書の「基準日株主の権利を害する場合」の解釈であるが、本問の解答例では、スペースの関係で、解釈をして規範を挙げることなく、あてはめをしている。

本試験ではそれでも十分、合格圏内であるが、この論点が本問よりもメインの論点として出された場合の対策について、一言付言しておく。

ここで規範を立てる場合、趣旨から論じろと言っても難しい。たとえば、

基準日株主の有する株式が基準日後に譲渡された場合において、株式会社が株式の基準日後の株主が権利を行使することができる者と定めることにより、基準日株主が議決権を行使できなくなるような場合は、基準日株主の同意がない限り、「当該株式の基準日株主の権利を害する場合」（124 条 4 項但書）に該当する。

というような規範を立てることができるが、この「基準日株主の有する株式が基準日後に譲渡された場合において、株式会社が株式の基準日後の株主が権利を行使することができる者と定めることにより、基準日株主が議決権を行使できなくなるような場合」というのは、問題文の事例を抽象化するなどして導き出すとよい（本問では、そのようなやり方もできな

いので、規範を立てなくてもよい。)。

124 条 4 項に関する準備としては、「当該株式の基準日株主の権利を害する場合」の典型例を押えておき、あとは、出題されたときに、できるだけ規範を立ててそれにあてはめるという形を作るということで十分である。法律の解釈は趣旨を出してそこから出発して組み立てるのが基本であるが、ここでそれをやろうとするとまとめることが難しいので、こういったやり方でも十分である。

三　問３について

１　問題の所在

問題文では、「甲社は、Ａの株主提案権について、2020 年４月 11 日時点では行使要件を満たしていたが、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、株主総会の開催日である同年６月 15 日の時点では株主提案の行使要件を満たしていないとして、Ａの提案を株主総会の議案として採りあげなかった」としている。これをもとに本問の論点を指摘すると、解答例の冒頭のような以下の問題提起となる。

本問で、Ａは、株主提案権の行使の時点で、行使要件を満たしている。しかし、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、要件を満たさなくなったようにも思える。そこで本件では、Ａの請求は行使要件を欠くとして認められないか、行使要件が請求後に満たされなくなった場合にも株主提案権は認められないかが問題となる。

なお、問 3 の問題文では、「甲社の措置は妥当か、論じなさい」という問いの形となっている。これに対する答えは、「妥当である」もしくは「不当である」という形になる。もし「甲社の措置の当否を論じなさい」という問いの形であったとしても、この点は同様である。

２　判例ベースの解答例

株主が 303 条 2 項に基づき提案権を行使した時点で当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の１以上を有していたとしても、その後、当該会社が新株を発行したことにより、当該株主が当該会社の総株主の議決権の 100 分の１未満しか有しないものとなった場合には、当該会社が上記の提案権を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情がない限り、株主提案権の行使要件を欠くものと解する。

なぜなら、①行使要件は株主提案権行使者の適格要件であり、株主総会の時点で満たされていることを要すると解するのが文理上も素直であるし、②株主提案権のような会社に大きな影響を与える権利は、会社に一定以上の利害関係を有する株主にのみ認められるべきであり、株主総会の開催時まで行使要件を維持しなければならないと考えられるからである。

解答例では、まず、上記のような形で、解釈を展開し、そのうえで、以下のようにあてはめをして結論を出している。

本件で、会社が提案権を妨害する目的で新株を発行したという特段の事情はないから、Ａの株主提案権は認められず、甲社がＡの株主提案権を認めなかったことは妥当である。

「会社が提案権を妨害する目的で新株を発行したという特段の事情はないから」として、ごく簡潔なあてはめとなっているが、これは解答スペースの関係であり、問２の問題文にあるように、新株を発行した理由は「技術協力を進めており、その体制を強化するため」であり、この点をあてはめに盛り込むことも可能である。

なお、ここで、最判平 18.9.28 について、その内容を紹介していないが、この判旨では結論を中心に簡潔に述べられており、解答例は、その結論と学説の理由付けをもとに作成している。

３　別解答について

最判平 18.9.28 は、業務執行検査役の選任請求権（358 条）に関しての判例である。したがって、この判例が、少数株主権全般にわたって同様に解釈すべきであるとしているわけではない。学者の先生方も、個々の少数株主権（監督是正権か否か）や、請求の方法を踏まえて検討すべきであるとしている。

そこで、下記に、判例と反対の結論に立つ別解答を参考のために掲げておく。

１　本問で、Ａは、株主提案権の行使の時点で、行使要件（303 条 2 項）を満たしている。しかし、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、要件を満たさなくなったようにも思える。そこで本件では、Ａの請求は行使要件を欠くとして認められないか、行使要件が請求後に満たされなくなった場合にも株主提案権は認められないかが問題となる。

２　議案提案権の趣旨は、株主の意見を適切に総会決議に反映させ、株主の利益を保護する点にある。しかし、取締役会設置会社で議決権保有要件を要求している 303 条 2 項の趣旨は、株主権の濫用を防止し、総会運営の迅速性を確保する点にある。とすれば、①株主にとって重要な権利行使の場面であり、②迅速性確保の必要性が低い場合には、事後的に要件を満たさなくなっても行使要件に欠けるとはいえないと解する。

３　Ａの提案は、甲社の業績向上のためであり、監査等委員会設置会社において監査等委員の選任は取締役の職務の適正を図るために重要である（①充足）。他方、会社の事務処理上の利益を放棄して甲社は乙社の議決権行使を認めているが、それによって他の株主の利益を害することは妥当でなく、本件でＡの議案提案権を認めることで迅速性が害されても、その不利益は会社が負担すべきである（②充足）。以上から、Ａは行使要件に欠けるところはなく、甲社がＡの株主提案権を認めなかったことは不当である。

４　検討

本問の解答例にしても、上記の３の別解答にしても、はじめて本論点を見て、すぐに書けるような内容ではない。したがって、今回の答練を受けて、あまりうまく書けなかったとしても、まったく気にする必要はない。

復習して押える場合でも、完璧に論証をすべて把握しようとするのは大変なので、骨組みのみを押えるようにすべきである。

判例ベースで押える場合には、「株主提案権のような会社に大きな影響を与える権利は、会社に一定以上の利害関係を有する株主にのみ認められる」という理由付けを中心に押えておくとよいだろう。

趣旨から解釈するという点で参考になるのは、別解答のほうであるが、これもそのまま押えておくというのは難しい。

むしろ、少数株主権一般の趣旨である「株主による濫用を防ぐ」という趣旨から解釈していく方が論証を組み立てやすいかもしれない。

すなわち、株主提案権が少数株主権とされている趣旨は、株主による濫用を防止するためである。とすれば、株式会社による新株発行等によって、株主提案権が認められなくなるような濫用的なものに変化するとは考えられない、という筋である。

これは、判例とは反対の結論に立つ学説の考え方であるが、このように考えるのが、受験生としては素直に考えやすい筋だと思われる。

〈誤りが生じた場合について〉

原則として訂正表を配付致します。なお、答練の最終回終了後に発見した正誤については、ホームページ（原則として訂正表を配付致します。なお、答練の最終回終了後に発見した正誤については、ホームページ（https://www.lec-jp.com/kaikeishi/info/teisei/）への掲載となりますので、あわせてご確認下さいませ。

公認会計士

論文グレードアップ答練
企業法
第9回問題

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 201672
EU20167

第 1 問　（満点 50 点）

第２問とあわせ
時間　２時間

次の各問に答えなさい。

問１　Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という。）は、インターネット上のショッピングモールを運営している株式会社であり、その発行する株式を金融商品取引所に上場している会社法上の大会社であるが、種類株式発行会社ではない。代表取締役はＡであり、Ｘ社の発行済株式総数は 1,000 万株である。Ｘ社では、同社の創業者であるＢの経営に対する影響力を低下させるため、Ｂと交渉し、その保有株式（Ｘ社の発行済株式の５％）をすべて買い取ることとした。

この場合において、Ｘ社で必要な会社法上の手続について、説明しなさい。なお、財源規制については触れる必要はない。

問２　問１の場合、Ｘ社は、Ｂの保有する全株式を取得するためにあたって、完全子会社であるＹ株式会社（以下、「Ｙ社」という。）にＢの保有する株式（以下、「本件株式」という。）を取得させたいと考えていた場合、これは会社法上可能か。

また、仮にＹ社がＸ社の株式を取得したのが適法である場合、Ｙ社は、Ｘ社の株主総会において議決権を行使することができるか、Ｘ社から剰余金の配当を受けることができるか。

問３　Ｘ社がＢから本件株式を取得する（以下、「本件株式取得」という。）にあたり、Ｘ社の株主総会の決議を経ていなかったとする。この場合、Ｘ社は、Ｂに対して本件株式取得が無効であることを主張することができるか、論じなさい。

なお、Ｂは、本件株式取得に際し、Ｘ社において株主総会決議を経ていなかったことを知っていたものとする。

第 2 問　（満点 50 点）

第１問とあわせ
時間　２時間

以下の各問に答えなさい。

問１　甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、薬品を製造・販売する監査等委員会設置会社である公開会社であり、種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は 100 万株である。そして、その発行する株式について、100 株をもって１単元の株式とする旨を定款で定めている。

甲社の株主Ａは、平成 25 年以来の同社の株主で、１万株を保有している。Ａは、甲社のガバナンス強化を目的として、公認会計士であるＢを新たに監査等委員とするための株主提案をすることとした。そして、2020 年４月 11 日に、甲社の代表取締役であるＣに対して、上記の内容について本年の株主総会で取り上げるよう株主提案をした。この株主提案は行使要件を満たしているか、検討しなさい。

問２　甲社の基準日は、３月 31 日であり、基準日株主に対して、定時株主総会の議決権及び配当請求権を与えることを決定した。甲社は、かねてから乙株式会社（以下、「乙社」という。）と技術協力を進めており、その体制を強化するため、2020 年 5 月 18 日に乙社に対して、５万株発行し（この発行手続については会社法上の問題はなかったものとする。）、同年５月 25 日に、乙社に対し、同年６月 15 日に行われる株主総会において議決権を行使することができる旨の決定をした。この決定は適法か、検討しなさい。

問３　甲社は、Ａの株主提案権について、2020 年４月 11 日時点では行使要件を満たしていたが、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、株主総会の開催日である同年６月 15 日の時点では株主提案の行使要件を満たしていないとして、Ａの提案を株主総会の議案として採りあげなかった。この甲社の措置は妥当か、論じなさい。

ご記入いただいた個人情報は、教材発送、お客様へのご連絡、資格試験の情報提供、当社のサービス・商品等のご案内、成績発表等の目的に使用させて頂きます。
詳細につきましては、当社のプライバシーポリシー（http://www.lec-jp.com/privacy.html）をご確認ください。
〈LEC〉複製・頒布を禁じます

第　1　問　　答　案　用　紙

問１

問２

問３

受験地	受験日	受講証番号	氏　名	評　点			
				第1問		第2問	

第　２　問　　答　案　用　紙

問１

問２

問３

受講証番号

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

EU20168